

# 学校いじめ防止基本方針

宮城県名取高等学校 定時制

## 1 いじめ防止等に関する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた生徒の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命や心身に重大な危険を生じさせるものである。

本校は、生徒の尊厳と生命・心身の安全を保持するため、全教職員が一致協力するとともに、地域、家庭、関係機関との連携の下、「いじめは絶対に許されない」という雰囲気を学校全体に醸成し、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめの対処をいう。以下同じ。）の対策を行う。

## 2 いじめ問題対策委員会の設置

いじめの防止等に関する処置を実効的に行うため、「いじめ問題対策委員会」を設置する。

いじめ問題対策委員会は、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や、具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行うとともに、いじめの相談・通報の窓口としての役割や、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有などを行い、組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中心的な役割を担う。

## 3 いじめの防止等に関する取組

### (1) いじめの防止

#### ①いじめに対する共通理解

○いじめの防止等に係る取組の徹底を図るため、いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、職員会議や校内研修により共通理解を図る。

○いじめの防止等に係る取組状況等についてチェックリストを作成し、計画的に点検を実施し、その結果を共有するなどして共通理解を図る。

○校長や教職員は、全校集会や日常の教育活動においていじめの問題に触れ、「いじめは許されない」という雰囲気を学校全体に醸成し、生徒のいじめ未然防止への意識を高める。

#### ②生徒指導の充実

○生徒をいじめに向かわせないための指導の基本は、「居場所づくり」や「絆づくり」であるとの認識の下、生徒のコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で主体的にかかわり活躍することができるような授業づくり・行事づくり・集団づくりを図る。

○生徒指導の三機能（自己存在感、共感的な人間関係の育成、自己決定の場を与える）を生かして、集団の一員としての自覚や自信を育み、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくることで、生徒一人一人に自己有用感や自己肯定感を育む。

### (2) いじめの早期発見

#### ①いじめの認知

○日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒の変化を見逃さず、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的ないじめ認知を行う。

#### ②実態把握と情報共有

○いじめの実態把握のため、以下の体制を整備し、いじめに関する情報を全教職員で共有する。

・生徒への定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整備する。

・保護者面談の実施や保護者用チェックシートを活用し、家庭で気になる様子等について、保護

者が抵抗なく相談できる体制を整備する。

- ・日頃から地域との連携を図り、地域の方々から情報を寄せていただきやすい体制を整備する。

### (3) いじめの対処

#### ①いじめの発見・通報を受けたときの対応

- いじめ又はいじめと疑われる行為は、その場でその行為を止める。
- いじめの被害生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全確保を最優先する。
- 生徒又は保護者からいじめの相談や訴えがあった場合には、真摯に対応する。
- いじめ又はいじめと疑われる行為を発見したあるいはいじめの相談や訴えを受けた教職員は、直ちに「いじめ問題対策委員会」に情報を提供し、いじめであるかどうかの調査・判断を組織的に行う。
- いじめの通報を受けた場合は、事実の有無にかかわらず、事実確認の結果を県教育委員会に報告する。
- いじめであるかどうかの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた生徒の立場に立って行う。
- いじめの中には、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応が必要なものがある。
  - ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、早期に警察に相談をする。
  - ・いじめにより生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときには、直ちに警察に通報する。

#### ②いじめを受けた生徒及びその保護者への支援

- いじめを受けた生徒から事実関係の聴取を行う際は、「あなたは悪くない」ということをはっきり伝え、自尊感情を高めることに留意する。
- いじめを受けた生徒の保護者には、迅速に事実関係を伝え、不安を除去するよう努める。
- いじめを受けた生徒の保護者に対して、事実確認のための聞き取りやアンケート等により判明した情報について、適切に提供する。
- いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払うとともに必要な支援を行う。

#### ③いじめた生徒への指導及びいじめた生徒の保護者への助言

- いじめた生徒の人格の成長に主眼を置き、いじめに至った背景等も踏まえ、自らの生活や行動等を反省させるとともに、将来に希望や目標をもち、充実した学校生活を送ることができるよう指導する。
- いじめた生徒の保護者には、判明した事実を連絡し、理解を得た上で、学校と保護者が連携して適切に対応することができるよう協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。

#### ④ネット上のいじめへの対応

- ネット上の不適切な書き込みについては、直ちに削除する措置をとる。
- 県教育委員会と連携し、ネットパトロールを実施してトラブルの早期発見に取り組む。
- ネット上のいじめやトラブルを防止するため、情報モラル教育に取り組む。
- ネット上のトラブルの事例・原因などについて保護者を啓発するとともに、ネット被害未然防止のためにもフィルタリング機能の利用促進を図る。

## 4 重大事態への対処

### (1) 事実関係の調査

#### ①調査組織

- 「いじめ問題対策委員会」を母体とし、法第28条第1項に掲げる事態（以下「重大事態」という。）の性質に応じて適切な専門家を加えて、組織的に調査を行う。
- ②いじめを受けた生徒からの聞き取りが可能な場合
  - いじめの被害生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先とした調査を実施する。
  - いじめを受けた生徒から事実関係を十分聞き取るとともに、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査を行う。
  - 当該事案の事実関係が広く明らかになることで被害生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する。
- ③いじめを受けた生徒からの聞き取りが不可能な場合
  - いじめを受けた生徒やその保護者の要望意見を迅速に聴取し、以降の調査について十分に協議した上で調査に着手する。
- ④その他の留意事項
  - 調査の結果、重大事案であると判断した場合においても、事実関係の全容が十分に明確にされたとの判断に至るまで、必要に応じて追加の調査を行う。
- (2) 調査結果の提供及び報告
  - ①いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報提供
    - いじめを受けた生徒やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係（いつ、誰から、どのような態様で行われたか、学校がどのように対応したか）について説明をし、適時・適切な方法で経過報告をする。
    - 情報提供に当たっては、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。
    - 調査に当たっては、質問紙調査に記入された内容をいじめを受けた生徒又はその保護者に提供する場合があることについて、調査実施前に、調査対象となる生徒やその保護者に説明をする。
  - ②調査結果の報告
    - 調査結果については、県教育委員会を通じて宮城県知事に報告する。
    - いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、調査結果報告にいじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書を添えて宮城県知事に送付する。

## 5 その他の留意事項

- (1) いじめ対策年間指導計画
  - 学校基本方針に基づき「いじめ対策年間計画」を作成する。
- (2) 組織的指導体制
  - いじめの問題への対応は、校長を中心に全教職員が一致協力する体制を確立し、一部の教職員が抱え込むことのないよう「いじめ問題対策委員会」で情報を共有し、組織的に対応する。
  - 「いじめ問題対策委員会」に集められた情報は、個別の生徒分ごとに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図る。
- (3) 校内研修の充実
  - 教職員の共通理解を図るため、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修を実施する。
- (4) 学校評価と教員評価
  - 学校評価においていじめの問題を取り扱うに当たっては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、その実態把握や対応が促されるよう、生徒の状況を十分踏まえた

目標の設定や、目標に対する具体的取組の状況を評価し、評価結果を踏まえて取組の改善を行う。

教員評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、日頃からの生徒理解、未然防止や早期発見、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等を評価する。

(5) 地域や家庭との連携

学校基本方針等について地域や保護者の理解を得ることで、地域や家庭に対し、いじめの問題の重要性の認識を広げるとともに、保護者面談や家庭訪問、学校通信などを通じ、地域や家庭との緊密な連携を図る。

(附則)

- 1 この学校いじめ防止基本方針は平成30年9月1日から運用する。